

令和6年度

第1回

大瀬小学校 学校運営協議会

令和6年4月23日（火）



4/5 入学式 1年1組



1年2組



大瀬小ホームページQRコード



入学式後 1年1組の様子

【次回学校運営協議会予定】

6月28日（金）

第2回学校運営協議会

13:30～15:30（予定）

浜松市立大瀬小学校

〒431-3113 静岡県浜松市中央区大瀬町 2218

E-Mail : oose-e@city.hamamatsu-szo.ed.jp

TEL : 053-434-4620

FAX : 053-434-4555

日 時 令和6年4月23日(火)
13:00～15:00
会 場 大瀬小学校 会議室

〈 次 第 〉

- 1 開会（司会：教頭）
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
・ 任命書交付（新規委員）

・ 参加者自己紹介

委員	氏 名（ふりがな）	備 考
1（会長）	渡部 清（わたなべ きよし）	前自治会長
2（副会長）	小杉 和央（こすぎ かずお）	R1 PTA会長・夢はぐやらまいか代表
3	稲鶴 治夫（いなづる はるお）	地区自治会連合会副会長
4	川島 博美（かわしま ひろみ）	主任児童委員
5	黒川 定武（くろかわ さだむ）	民生児童委員
6	池谷 沙智子（いけや さちこ）	R6 PTA代表
7	千葉ひと美（ちば ひとみ）	R2 PTA副会長・CSコーディネーター

校 長	井上 純子（いのうえ じゅんこ）	
教 頭	谷野 正典（やの まさのり）	
教務主任	米山 香奈（よねやま かな）	※
教諭	秋月 佑介（あきづき ゆうすけ）	※コミュニティ・スクール担当
事務局	田畑 里紗（たばた りさ）	CSディレクター

※ 授業により一部参加・・・第2回からは、参加可能な職員が協議会に参加する

【オブザーバー】教育総務課 井島 健蔵（大瀬小担当）※必要に応じ今後、積志協働センター等招集

- 4 学校運営協議会規則の確認
- 5 議長の選出
- 6 熟議（司会：議長）
 - (1) 学校運営の基本方針について（校長）
 - ・ 教育課程並びに主な教育活動について
 - ・ いじめ基本方針
 - (2) 前年度自己評価の確認
 - (3) 今年度のコミュニティ・スクールの進め方について（教頭）
 - (4) 今年度の学校運営協議会の目標について
 - (5) 加えていきたい教育活動について
 - (6) 「夢育やらまいかCS加算分」の予算案

- 7 閉会



「支え合い 磨き合い 共に学び続ける子」の育成



おおせの子よ
大の字のように
しっかりと足をふみしめて
大空に向かって強く生きよう
波のように清く生きよう



1 経営の基本理念

正面玄関の「希望の像」は、6年間の小学校生活を通して、子供が夢や希望を持ち、将来の自己実現に向かって力強く羽ばたいていく姿である。今年度が集大成となる「第3次浜松市教育総合計画後期計画～人づくり未来プラン～」の目指す子供の姿にも「夢と希望を持ち続ける子供」が位置付けられている。そこで、本校の教育活動の理念を「夢や希望をはぐくむ学校」として継承する。また、本校の伝統となる合言葉が、築山の石碑に刻まれている。「お・お・せ」の頭文字をいかした「おもいやりのある子」「おわりまでやりぬく子」「せいいっぱい考える子」には先人の＜徳＞＜体＞＜知＞をバランスよく育むことへの強い信念がうかがえる。

本校は、積志地区内で最も規模が小さく、子供たちは、互いの顔が見える関係性を築くことができている。発達支援教育を根幹に、校舎のユニバーサルデザイン化も図られた。全校児童の1割ほどが外国につながる中、多様な文化を受け入れ共に学び合う姿が見られる。様々な環境で生活する子供たちにとって、学校によるキャリア教育は重要な役目を果たす。また、新しい時代に生きる子供たちに必要な資質・能力の育成は喫緊の課題であり、個別最適な学びや協働的な学びの充実が求められている。折しも、昨年度より浜松市教育委員会より「ICT活用による授業改善」をテーマとした研究指定校に任じられた。子供が学習課題に応じてタブレット型端末等を有効活用し、主体的・対話的で深い学びを通じた成長につなげたい。そのためには、教科担任制や研修の充実を通して教職員の資質向上に努めていく。

夢や希望をはぐくむ学校づくりを推進するために、家庭や地域との協働体制は欠かせない。コミュニティ・スクールを開始して3年目となり、学校運営協議会による学校教育活動への理解と協力が図られている。昨年度までの熟議を通して、地域を愛する子供の育成を望むことが分かってきた。また、学校や子供のために主体的に支援しようとする保護者にも助けられている。コロナ禍を経て、あらためて保護者や地域の方々には、学校応援団として協力を願いたい。そのためには、学校教育活動へのさらなる理解が不可欠である。

そこで、開校54年目の大瀬小学校は、様々な教育活動を通して成長する子供の姿を公開・発信していく。そして支え合いに感謝し、地域に貢献できる学校へと発展していきたい。

2 目指す子供の姿 「夢や希望に向かって、清く、力強く前進する子」

3 学校教育目標 「支え合い 磨き合い 共に学び続ける子」の育成

〔支 え 合 い〕 互いの良さを認め合い、思いやりと感謝の心をもつ

〔磨 き 合 い〕 目標に向かって切磋琢磨し、互いの成長を実感する

〔共 に 学 び 続 け る〕 協働的に学ぶことのよさを知り、学ぶ意義や未来とのつながりを考える

4 重点目標

学校は、徳・体・知のバランスがとれた「生きる力」の育成や、そのための知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養といういわゆる資質・能力の三つの柱の育成をめざす。以下に本校の重点目標を示す。

(1) **徳** **お** もいやりのある子

重点目標1 【ひとりひとりの良さを認め 思いやりをもって生活する】＜こころ部＞

- ☐ 思いやりや支え合い、感謝の心を共に育むために、異年齢交流を実施する。
- ☐ 相手の気持ちや物事を大切にすることを育てるために、道徳教育を充実する。
- ☐ 多様性を尊重し、所属感や自己有用感につながるように、特別活動を工夫する。
- ☐ 子供の思いを知ったり変化に気付いたりできるように、調査と面談を行う。

(2) **体** **お** わりまでやりぬく子

重点目標2 【自己を見つめ 粘り強く取り組む】＜からだ部＞

- ☐ 運動の楽しさや達成感を味わえるように、自ら課題を設定し振り返る場を設ける。
- ☐ 心身の健康に関心をもてるように、生活習慣や関係づくりを見つめ直す場を設ける。
- ☐ 心身の健康の保持増進のために、学校給食を生かした食に関する指導を実施する。
- ☐ 命を守る最善な行動をとるために、交通安全や防災、防犯を学ぶ機会を設ける。

(3) **知** **せ** いいっぱい考える子

重点目標3 【主体的に考え 共に学び続ける】＜あたま部＞

- ☐ 学習者主体の学びを目指し、ICTを活用した授業改善に取り組むとともに、発信する。
- ☐ 地域の人・もの・ことを生かした探究活動を設定し、自ら学び課題解決できる力を育てる。
- ☐ 豊かな心情を育み幅広い知識を得るために、図書館を活用した読書活動を推進する。
- ☐ 4つの基礎的汎用的な力が付くように、意図的・計画的なキャリア教育に取り組む。

5 学校経営目標 『 子供の成長のために 思考し行動する チーム大瀬 』 ～ おもいやり おわりまで せいいっぱい ～

6 経営の重点と実践内容

◎子供が通いたい学校を創る

- ☐ 毎日の挨拶や温かい会話、遊び等を通して、子供理解と信頼関係づくりに努める。
- ☐ 個人の特性や生育環境に配慮しながら、子供同士の交流の場を設定する。
- ☐ 主体的で対話的な授業(活動)を構想し、進んで考え共に学ぶ楽しさを実感させる。

◎職員が勤めたい学校を創る

- ☐ 相談しやすく協働的に対応する職員集団「チーム大瀬」を構成し、機能させる。
- ☐ ゆとりある日課や行事等の精選を図り、タイムマネジメントに努める。
- ☐ 教科担任制による教材研究の充実と分掌に応じた研修参加による資質向上を図る。

◎保護者が通わせたい学校を創る

- ☐ 子供の成長のために伴走する覚悟をもった教職員が、温かい学校風土を醸成する。
- ☐ 危機管理を徹底し、被害(いじめ、人権侵害、アレルギー事故等)をゼロにする。
- ☐ 授業や行事を通して、学習習慣や健康づくり、コミュニケーションスキルを身に付ける。

◎地域が誇りたい学校を創る

- ☐ OCR(大瀬シトラスリボン)活動を通して、思いやりの心を地域に広める。
- ☐ 保護者やボランティアの協力体制を整え、交通安全や防犯に努める。
- ☐ 学校運営協議会の熟議の下、コミュニティ・スクールを活性化させる。

浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどく体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにする必要があります。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起らない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1) いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭及び地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的

にいじめを認知する。

- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3) いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ① 直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ② 家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③ 子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④ 「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤ 明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4) 地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- P T Aや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

1 いじめの防止等のための組織

(1) 「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・ 校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任
 - ・ 必要に応じて、発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）学校運営協議会委員長等を参画させたりする。
 - ・ 個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。

- 年間4回、開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(2) いじめの防止等における教職員の役割

① いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ いじめ対策委員会の企画・運営する役割

② 教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導主任 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1)大瀬小年間指導計画

◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	◆生徒指導委員会 ・基本方針・組織の確認 □○始業式・入学式 □学年・学級開き ・人間関係作り（G E） ・1 年間のめあて（C P）	9	□2 学期授業開き ・人間関係作り（G E）	1	□3 学期授業開き ・人間関係作り（G E）
5	□児童会活動 ・学校スローガン決定 ◆生徒指導委員会・いじめ対策委員会① ・1 学期の取組について □はままつマナー □1 年生を迎える会 □道徳（親切・思いやり） □学活（学級目標の設定） □なかよし活動開始 □いきいきの日 ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 ○参観会・懇談会、P T A 総会、地域訪問、学校運営協議会 ・基本方針の説明	10	◆生徒指導委員会・発達支援委員会 ・取組について ・児童生徒の特性の理解と適切な支援（発達・外国人等） ・基本方針の見直し ・事例検討 □はままつマナー □いじめアンケート② □児童面談 □児童会活動 ・OCR の活性化について ○参観会・懇談会	2	□縄跳び大会 ○参観会・懇談会 ◆いじめ対策委員会④ ・今年度の取組について ・基本方針の改定 ・次年度年間指導計画の修正 □いじめアンケート③ □児童面談 □児童会活動 ・学校スローガンの振り返り □冬のホタル
6	□児童会活動 ・命について考える月間 □いじめアンケート① □児童面談 □野外活動 □道徳（生命尊重） ○参観会・懇談会 ・いじめ未然防止、早期解決のための家庭の役割 □学活（情報モラル） ◆生徒指導委員会・いじめ対策委員会② ・アンケート結果	11	□○運動会（CP） □修学旅行・校外学習 □道徳（希望・勇気、努力と強い意志） ◆生徒指導委員会・いじめ対策委員会③ ・アンケート結果 □児童会活動 ・学校スローガンの振り返り	3	□はままつマナー □道徳（感謝） □6 年生を送る会 □地域の方に感謝を伝える活動 ◆次年度への申し送り事項の確認 ○こ保幼小連絡協議会 小中連絡協議会 □学活 ・年間の振り返り（C P）
7	□はままつマナー □学活 ・1 学期の振り返り ○三者面談	12	□はままつマナー □学活 ・2 学期の振り返り		〔年間〕 ○授業のルールについて子供と話し合い、話し合ったルールについて徹底する。 ○朝の会や帰りの会で、「よいこと見つけ」「大瀬シトラスリボンプロジェクト」等の取組を行う。 ○行事等での異学年交流を積極的に行う。

※G E：構成的グループエンカウンター ※C P：キャリア・パスポート

(2)いじめの未然防止

学校教育目標『『支え合い 磨き合い 共に学び続ける子』の育成』の具現化を目指し、「おもいやりのある子」と「おわりまでやりぬく子」、「せいいっぱい考える子」を子供たちの合言葉として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

運営委員会主催「思いやり週間」(R5 年運営委員会主催：満開シトラスツリー大作戦、R4 年度児童同士の読み聞かせ)

運営委員会 大瀬シトラスリボンプロジェクト (いじめ・差別撲滅)

教員による読み聞かせ (命の大切さ)

朝会での校長講話

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会 (コミュニティ・スクール) 等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 大瀬シトラスリボンプロジェクト (以下 OCR) について自主的に考え、議論すること等の人権、いじめの防止に資する活動。

4 月	学級活動での学級目標の設定
5 月	代表委員会での大瀬小の年間テーマ (OCR) の話し合い 「思いやり、支え合い、共に感謝」をテーマにした運営委員会の取組
6 月	OCR に関する児童会活動
11 月	年間テーマの中間での振り返り・反省
2 月	年間テーマの振り返り・反省

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。

年間	学級や学年における授業のルールについての児童の話合い
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
4 月	学級活動において1年間のめあてを設定 (キャリア・パスポート)
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実

年間	「はままつマナー」を活用した振り返り
1 学期	「親切・思いやり」をテーマにした道徳の授業

2 学期	「希望と勇気、努力と強い意志」をテーマにした道徳の授業
3 学期	「善悪の判断、自立」をテーマにした道徳の授業の実施
	「感謝」をテーマにした道徳の授業と児童集会、学校行事等の実施
エ	発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援
年間	多様性の理解に向けたなかよし活動による清掃活動やなかよし遊びの実施
年間	「思いやりについて考える」児童会活動の実施
オ	集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動
年間	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」「OCR の発表」の取組
年間	「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成
4 月	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
6 月	「いきいきの日」によるふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期アンケート調査：学期に 1 回（6 月、10 月、2 月）

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
 - ・家庭（学校）で chromebook を用いて実施する。
 - ・回収から 2 日以内に、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
 - ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。
- ※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5 年間保存する。

- 児童面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期児童面談：1 学期末・2 学期末に担任が全員実施する。

※臨時の児童面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

(4) いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合って見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめに対する措置の結果を、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起き

たときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。

- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6)学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してＳＯＳを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもＳＯＳを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7)教職員の資質向上のための研修会や校内ＯＪＴの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、生徒指導委員会内で、教職員の同一步調体制づくりや資質向上研修を行います。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（３か月を目安とする）
- ② いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立していくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ることを」子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校、または関係先へ連絡するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあるとき。以下同じ。）、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和4年9月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間 30 日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である 30 日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断を許さない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立大瀬小学校学校運営協議会

《今年度の目標》「学校を知る」大瀬小学校の教育活動を知る（理解する）

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができた。

学校運営基本方針においては、校長の説明を聞き理解できた。前年度より PTA 交通ボランティアなどの地域との関りも含め、前進したのではないかなと思う。

また、ワークショップ型の話し合いにより、地域としてどのような子供を育てていきたいかを見つける事ができた。現状は、見つただけなので今後、学校運営協議会で基本方針と相違が無いことを熟議していく必要がある。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

ビジョンの共有について、ワークショップ型話し合いを行い、学校運営の基本方針について、学校・家庭・地域での現状や目指すところを共有できた。限られた回数と時間設定から、熟議時間が確保されていないながら、3回目の子供育成ビジョンの話し合いが唯一の熟議に近いものだったと思う。

第3回の協議会でようやく基本方針に対して熟議できる段階になったことで、学校支援活動については、児童が地域活動へ参加することで社会の一步を踏み出す自覚が生まれるのではないかと考える。具体的には自治会の防災訓練、スポーツ大会、環境美化活移動などへの積極的な参加を求めると思う。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

大瀬小 HP で協議会の会議録等の情報発信などができ、子供たちや保護者の方々とつながりを持ちながら、情報発信を行えた。それにより、保護者の方々の意見など聞くことができたと思う。また、児童・生徒と学校と家庭及びコミュニティ・スクールの関係を図式化することで、それぞれの関係性をわかりやすくすると同時に、会議メンバーの認識を共有化できたと思う。

自治会独自では、広報で町内に学習支援やスポーツ大会の様子等を紹介中。これからも大瀬小 HP での発信、校区自治会長連絡会での紹介を通じた、協議会認知度アップにも期待したい。

<評価項目4> 今年度の取組を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

ワークショップで出てきた育てたい子供の姿を達成するため、考えられる手段を具体的に抽出し、その手段の実行方法を整理し、計画的に実行に移したいと思う。

地域で様々な産業、農業分野などで活躍された（現役も含む）方の協力をいただくことが大切だと考える。その為には委員会として情報収集し、学校とのつなぎ役になる必要がある。

令和5年度 第4回 大瀬小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和6年2月16日（金）9時00分から11時30分まで
- 2 開催場所 大瀬小学校 会議室
- 3 出席委員 渡部 清、小杉 和央、稲鶴 治夫、川島 博美、黒川 定武、
兵子 大介、千葉 ひと美（学校支援コーディネーター）
- 4 欠席委員 なし
- 5 学 校 伊藤 公美子（校長）、谷野 正典（教頭）、米山 香奈（教務主任）、
田畑 里紗（CSディレクター）
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 会議録作成者 CSディレクター 田畑 里紗
- 8 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、各委員から副会長を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

9 協議事項

（1）学校支援活動

- ◎交通ボランティア
- ◎スクールボランティア（全部の活動）
- ◎夢育やらまいか事業（CS加算分）報告

（2）学校関係者評価

- ◎自己評価：児童、保護者、教職員アンケート結果及び分析
- ◎来年度の学校運営方針の概要説明
- ◎部活動に関わること他

（3）学校運営協議会の自己評価

- ◎学校運営協議会の取組について振り返り

10 会議記録

司会の教頭から、委員総数7人のうち7人の出席があり過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。協議に先立って、教頭より児童の様子の報告、及び前回会議録の確認が行われた。

（1）学校支援活動

◎交通ボランティア

渡部委員より別紙資料に基づき地域による旗振りボランティアの運用について、兵子委員より来年度のPTAの旗振り活動について、また教頭より資料に基づき今年度の活動について報告があった。

【渡部委員より地域による旗振りボランティアの運用について報告】

旗振りボランティアの運用体制が決まりました。旗振りボランティアの発掘と人材管理の

主管を校区の各自治会へ依頼し了承されました。また、学校が管理していた旗当番先とボランティア名簿を各自治会へ移管しました。今後は地域協力が根付いているA小のシステム

を参考に運用していけたらと思っています。また、ボランティアの設置と募集についても自治会単位で行っていただくことを了承いただきました。11月末に協議会から各自治会へボランティアの募集回覧を配りました。協議会からの募集はこれで最後で以降の募集は各自治会で回覧を出していただくこととなっています。

《参考》

A小のシステム

- ・交通ボランティア参加者90名（男女比50：50）。年齢70歳位。任期なし。
- ・募集は校区自治会各々が年一回に行っているが応募者いない状況。現行のボランティアが新規のボランティアに直接交渉を行っている。草の根活動。
- ・10名位ひと班に編成され、各班に班長がいる。
- ・年に一回学校主催でボランティアの集まりを4月又5月に開催している。学習発表会にボランティアを招待して学校に接してもらうことに力をいれている。
- ・報酬の明記はされていない。報酬を基にしたボランティアではない。
- ・登校時は保護者が中心に行っていて、それにボランティアも参加している。
- ・ボランティアの人数が多いためお互いに埋め合わせができている。土俵ができあがっている。※大瀬小のボランティアは20名位。

【兵子委員より来年度のPTAの旗振り活動について報告】

PTAの加入・非加入に関わらず、全保護者を対象に旗振り活動の参加・不参加のアンケートをとっていて、その結果を基に当番の編成をしていくことになっています。

【教頭より今年度の活動について報告】

今年度も三月に交通ボランティアの顔合わせ会や危険箇所の確認を行います。今年度は屋間に開催しその時に六年生から交通ボランティアの方へお礼の挨拶をすることを考えています。

◎スクールボランティア（全部の活動）

千葉コーディネーターより学習支援活動について、また教頭よりCSコーディネーターズマニュアルの作成について報告があった。

【千葉コーディネーターより学習支援活動について報告】

コミュニティ・スクールが始まって二年、今年度からボランティア活動が始まりました。一年生の見守り、野菜の苗植え、グラウンド整備、ミシンの手伝い、ゲストティーチャー等で御協力いただきました。ボランティア登録者の人数が少ないためボランティアを出せなかったり、授業との兼ね合いで急な依頼となったため都合が合わせられないという登録者さんもいらっしゃいました。生け花ボランティアも、この先活動がボランティアさんの負担にならないように登録者が増えればなと思っています。ボランティアの登録の申込についても、Eメール等を利用して気軽に申込ができるような方法をとっていきたいなと思っています。生け花ボランティアさんから、機会があれば子供たちの前で花を生けたり、生

け花に限らず別の活動で子供たちとふれあいたいという意見がありました。ゲストティーチャーについては、登録者を先生方に提示していなかったので、来年度は先生方と繋がりを持って提示していけたらなと思っています。

【教頭よりＣＳコーディネーターズマニュアルの作成について】

ＣＳコーディネーターズマニュアルができました。マニュアルを基に来年度は４月当初に千葉コーディネーターと各学年の打ち合わせを行って年間の活動やボランティアの要否等の情報を交換できたらと思っています。

◎夢育やらまいか事業（ＣＳ加算分）報告

教頭より資料に基づき夢育やらまいか事業（ＣＳ加算分）について報告があった。

【教頭より夢育やらまいか事業（ＣＳ加算分）について報告】

全て講師への謝礼品の購入に使いました。

（２）学校関係者評価

◎自己評価：児童、保護者、教職員アンケート結果及び分析

教務主任より別紙資料に基づき全国学力学習状況調査・学校評価アンケートの結果、及び来年度の取り組みについて説明があった。

【感想・意見】

- ・学校は学力の向上が一番大事なところだと思います。結果が全国平均を上回っていて非常に嬉しいです。今後もこのレベルを維持していただきたいと思います。（稲鶴委員）

◎来年度の学校運営方針の概要説明

校長より資料に基づき来年度の学校運営方針の概要について説明があった。

【感想・意見】

- ・教育の指標がたくさんあって普段学校に深く関わっていない者からすると理解できにくいです。大変なご苦労だと思いました。（渡部委員）
- ・どこまでお手伝いできるか。地域として精一杯頑張っていきたいと思います。（稲鶴委員）
- ・“地域を誇りたい学校を創る”という目標に非常に共感しています。（稲鶴委員）
- ・“発達支援教育”という言葉の捉え方にズレがあるように感じました。（黒川委員）
- ・“愛”が溢れる学校であるといいなと思います。また“自己愛”があれば他者へも愛を持って接することができると思うので自己愛が育つといいなと思います。（川島委員）
- ・子供たちを支えるための保護者の力が弱くなっていて、もどかしい気持ちです。学校教育目標が保護者へもっと深く浸透するような方法があれば、もっとサポートを得られるようになるのかなと思います。保護者ではなく子供たちのための活動をしていきたいと思っています。（兵子委員）
- ・子供たちのための活動はＰＴＡという形だけでなく別の形もあると思います。いろいろな

形で子供たちのための活動ができればいいと思います。（千葉委員）

- ・大瀬小のいろいろな活動や良い所をコミュニティ・スクールから発信していけたらと思います。活動は継続が大事だと思うので、失敗したりやり直したりしながら継続していったほしいと思います。（小杉委員）

◎部活動に関わること他

教務主任より別紙資料に基づき今後の部活動について説明があった。

【学校より】

幅広くいろいろな機会を与えたいと思っているので、今後は単発的な活動で機会を与えていけたらと思っています。

【感想・意見】

- ・部活動がなくなるのは本当にさみしいなと思います。（小杉委員）
- ・部活動に代わる活動に必要な人材があれば紹介をしていきたいと思います。（千葉委員）
- ・大瀬地区として新しい活動が見いだせたらいいかなと思っています。（黒川委員）

（３）学校運営協議会の自己評価

◎学校運営協議会の取組について振り返り

小杉副会長より資料に基づき学校運営協議会の自己評価結果について説明があった。

【来年度の協議会の進め方について】

協議会の前に要望や意見をまとめ、話し合いの時間を確保していく。

- | | |
|--------|--|
| 第一回開催前 | ビジョンを具現化するための案を考える |
| 第一回協議会 | 案を持ち寄り、話し合いを行い、決定する |
| 第二回開催前 | 千葉コーディネーターは学校側の要望をまとめ各委員へ伝える
各委員は学校側の要望と協議会側の要望を融合させ案を考える |
| 第二回協議会 | 案を持ち寄り、話し合いを行い、決定する
地域への情報発信の方法を考える |
| 第三回開催前 | 地域へ情報を発信する |
| 第三回協議会 | 地域への情報発信の結果を確認する |
| 第四回協議会 | 一年間のまとめをする |

その他連絡事項

- ・教頭より、大瀬小学校いじめ防止基本方針について説明があった。
- ・教頭より、来年度の学校運営協議会委員について説明があった。
- ・教頭より、来年度の学校運営協議会の開催日程について説明があった。

参考資料：R5 第3回学校運営協議会からの資料



【熟議メモ】

今年度の学校運営協議会の目標について

【令和6年度 学校運営協議会予定】※ 今後変更することもあります。

	開催日	開催時刻
第2回 運営協議会	6月 28日 (金)	13:30~15:30
第3回 運営協議会	10月 11日 (金)	13:30~15:30
第4回 運営協議会	2月 13日 (木)	13:30~15:30